

相 続 人 代 表 者 指 定 届

令和 4年 4月 1日

北 杜 市 長 様
(収 納 課 扱)

相 続 人

北杜 花子

北杜 一郎

北杜 二郎

被相続人にかかる市税に関する賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付関係書類を受領する代表者として、下記のとおり指定しましたので地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

相 続 人 の 代 表 者	ふりがな	ほくと はなこ	生年月日	昭和12年3月14日
	氏 名	北杜 花子	被相続人との続柄	妻
	住 所	北杜市須玉町大豆生田 961-1 (TEL 0551 - 42 - 1313)		
被 相 続 人 (亡くなられた方)	ふりがな	ほくと たろう	死亡年月日	令和4年3月31日
	氏 名	北 杜 太 郎		
	住 所	北杜市須玉町大豆生田 961-1		
代 表 者 以 外 の 相 続 人	氏 名	被相続人との続柄	住 所	相続分
	北杜 一郎	子	北杜市須玉町大豆生田 961-1	
	北杜 二郎	子	山梨県甲府市丸の内 1-6-1	
			相続分は、確定している場合のみ 記入してください。	
摘 要				

【添付書類】

戸籍謄本等の写し（ｺﾋﾞ-可）：被相続人(亡くなられた方)と相続人代表者の続柄がわかる書類。
：死亡の事実が確認できる書類。

【注意事項】

- ・ 不動産、軽自動車の名義人を変更するには、この届出とは別に手続きが必要です。
- ・ 相続人全ての方の署名・押印をお願いします。（1枚の用紙にまとめず、相続人毎に作成してもかまいません。）